

日 EU ビジネスラウンドテーブル
日 EU 両政府への提言

2010年4月19-20日、東京

ワーキング・パーティD
金融サービス、会計及び税制

ワーキング・パーティ・リーダー:

Denis Duverne
Member of the Management
Board - Strategy,
Finance and Operations
AXA

野村アセットマネジメント(株)
取締役会長
稲野 和利

日 EU 両政府への提言

<金融サービス>

D-EJ-1 金融危機を受けた金融市場改革の進行

- ・ グローバル金融危機を受けて、G20 諸国は、サミットにて合意された金融市場の改革の共通原則である、①透明性及び説明責任の強化、②プルデンシャル規制の拡大、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を実行するべく、行動を起こしている。
- ・ 具体的には、G20 の枠組みの下で、バーゼル銀行監督委員会から銀行の自己資本規制、レバレッジ規制、流動性規制等について銀行の健全性を向上する観点から提案が行われ、金融安定理事会（FSB）からは金融機関の報酬慣行に係る国際的な基準が示された。また、大規模で複雑な金融機関は「システム上重要な金融機関」として一般の金融機関に対して追加的な規制が賦課されるなど、従来にない考え方に基づいて新たな規制秩序が構築されようとしている。
- ・ 我々は一般にこれらの改革により、金融システムが安定化し、金融機関、市場、商品の透明性及び説明責任が向上し、公正さと誠実さが確保されることを支持する。金融・資本市場及びその制度の安定性は、資金調達を行う事業会社など、市場の利用者にとっても重要である。

D-EJ-2 規制改革に際しての留意点

- ・ 同時に、規制改革を進めるに当たっては、留意すべき点もあることを指摘する。金融市場における革新性・刷新性が重要であり、規制とのバランスに留意する必要がある。
- ・ 金融商品流通市場における流動性の維持が重要であることも認識する必要がある。金融危機で最も問題だったのは、流通市場における流動性の枯渇であった。金融危機の再発防止のためには規制改革を推進することも重要だが、流通市場における流動性の枯渇を防止することも平行して考えていく必要がある。金融危機後、経済成長の牽引役を期待されるアジア諸国の多くは、資本市場の役割が小さく、伝統的な銀行中心の金融システムを持つ。そのような諸国で、流通市場の流動性低下と、自己資本規制等による銀行の信用供与の抑制が起きると、企業の資金調達は市場と銀行の両方で制約され、経済活動の活性化が阻害される可能性もある。
- ・ 最もグローバル化が進んだ産業の一つである金融においても、規制や慣行において、依然として国ごとの多様性が大きいことも念頭に置く必要がある。例えば、日本など東アジア諸国の多くでは、銀行の資金調達（負債）は、安定的な小口預

金が中心的であり、短期資金への依存度合いは欧米諸国の金融機関に比べて低い。グローバルに一律のレバレッジ規制が、金融システムへのリスクとは無関係に、預金受入制限・貸出縮小に繋がるようなことになれば、経済活動に支障を来す恐れがある。また、証券化についても、日本を始めとして銀行セクターにマクロ的に与信が集中している国・地域においては、システミックなリスクを回避する観点から、むしろ証券化によるリスクの分散の必要性は高い。

- ・ グローバルな規制を議論する際には、国ごと、地域ごとの特性に十分に配慮する必要がある。また、グローバルに、マルチラテラルな議論を通じて、調和のとれた規制を構築していく必要があると考える。

<会計>

D-EJ-3 日 EU 政府に向けた会計に関する提言

- ・ WP D（及びその前身である WP2）は、基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的なコンバージェンスについて提言してきたが、金融危機対応の一環で、金融安定化理事会（FSB）により国際的な基準設定主体の活動に対する戦略的レビューが行われることとなった。また、IASB は、IOSCO、欧州委員会、米 SEC、日本の金融庁を含む外部監督主体を設立した。さらに、IASB と FASB は金融・資本市場の経験豊富なシニア・リーダーから成る金融危機諮問グループ（FCAG）を設立し、金融危機及びグローバルな規制の変化が会計基準設定に与える影響についての助言を受けることとなった。その後 FCAG は、会計基準設定機関の活動に関する広範な報告書を公表している。我々は、これらのコンバージェンス及びガバナンスの向上に向けた活動を歓迎し、今後の進展を注視する。また、日本における IFRS 導入に向けた動きを歓迎し、コンバージェンスに向けた更なる議論に期待する。
- ・ 財務会計の目的として、株主や債権者など、社外のステークホルダーへ財務情報を提供することが挙げられるが、我々は、会計基準策定の際には、経営者の視点も重要であることを強く主張する。会計基準の変更は企業活動に影響を与え、その結果、経済全体へ影響を及ぼす。我々は業績の会計情報としてリサイクリングを前提とする純利益が有益であると考え、企業はコストを踏まえて価格設定を行っており、例えば退職給付会計における数理計算上の差異のように、仮にリサイクリングされない項目の増加により純利益に反映されない収益・費用が拡大する場合には、コスト管理や販売価格設定といった基本的な事業活動に支障をきたす懸念がある。
- ・ IASB では金融商品会計の見直しの議論の中で、企業が保有している売却可能有価証券の評価差額について、引き続き「その他包括利益」で認識することとしたことについて、我々はこれを支持する。但し、評価差額を「その他包括利益」で認識した場合、受取配当のみが当期純利益として認識され、有価証券の売却による

実現損益は、当期純利益として認識されないこととしたことについては賛同しかねる。

- ・ 実現損益の認識を企業経営者による利益操作の一種とする考え方もあるようだが、我々は、有価証券の売却は、一つの経営の意思表示であり、その際の実現損益を当期純利益として認識するほうが、会計情報として有用であると考え。保険の文脈では、保険会社の保有資産は、保険の負債に対応し、保険契約者に対するコミットメントを維持するための資産負債管理に基づき運用されており、株主のみの利益のために運用されているわけではない（ゆえに「利益調整」のためではない）。また、売却可能金融資産を除いたことは、IFRS9号の依拠するビジネス・モデル・アプローチとの一貫性を欠く。保険の長期的なビジネス・モデルは売却可能金融資産を通じて認識されるべきである。
- ・ 退職給付会計における即時認識強化の一環として、数理計算上の差異は発生時にすべてを「その他包括利益」で認識する方向性が示されている。仮に当期純利益での即時認識となると、雇用主の加入者に対する長期的な約束である年金制度が、当期純利益に過度な短期的変動をもたらさう。我々は、当期純利益ではなく、「その他包括利益」での認識の方向となったことは支持する。一方で、前述の観点から、数理計算上の差異についてもリサイクリングは必要と考える。
- ・ 収益認識基準の検討に際しては、我々はIASBに対し、世界各国における現実の商慣行に十分配慮した検討を行うよう求める。会計基準の変更が商慣行に影響を与える可能性を認識する必要がある。我々は、各々の取引において、投資家の判断を誤らせるような具体的な問題が存在する場合には会計基準の整備が必要である一方、そうでない場合には、既に定着している会計処理を否定するべきではないと考える。
- ・ IASBの財務諸表表示プロジェクトに関しては、「その他包括利益」及び二計算書方式（損益計算書と包括利益計算書）が除かれる件に加えて、我々は、キャッシュフロー計算書について直接法の必須化が要求されている点を懸念している。財務諸表利用者は、間接法の開示で十分に有用な情報を得ており、企業負担が大幅に増加するコストを踏まえると、直接法の必須化に大きなメリットがあるとは思えない。

<税制>

D-EJ-4 日 EU 両政府に向けた税制関連の提言

- ・ 日本と欧州の政府は、子会社からの親会社への配当や、ロイヤリティ及び利息の支払いについて、出来る限り源泉免税となるよう配慮すべきである。日本や一部のEU加盟国で、配当課税に関する改善がみられたものの、企業の負担となる二重課税の排除は引き続き重要であり、我々は、EUの全加盟国が速やかに日本との

租税条約を締結することを要望する。国際的事業活動に対する経済的二重課税を排除するため、税務当局間の協議の場を確保することは重要であり、租税条約には、移転価格税制にかかわる仲裁規定、対応的調整規定を盛り込むべきである。さらに、日欧税務当局は、移転価格文書の共通化・簡素化、バイラテラル（二カ国間）およびマルチラテラル（多国間）APA（事前価格合意）の普及に一層努力することを要望する。

- ・ 企業会計のコンバージェンスが進展するにつれて、企業会計と、依然として国別の税制・税務との間に乖離が生じることになる。我々は、日欧の税務当局がこの乖離の問題に柔軟に対応することを要望する。
- ・ 企業がグローバル業務を行うに際して、各国における透明かつ公正な税制はきわめて重要である。例えば特定の産業または業種を対象とした税制が導入された場合には、資源配分を歪め、企業や経済の健全な発展を損なう恐れがある。透明かつ公正な税制の整備やその執行が今後も継続されていくことを望む。

日本政府への提言

<金融サービス>

D-J-1 日本政府に向けた金融サービスに関する提言

- ・ 政府が郵政民営化の方針を変更し、政府出資を残しつつ新規ビジネスへの参入を可能にする方針を示したことから、日欧の金融機関により強い懸念が表明されてきた。我々は、新商品開発や新規ビジネスへの参入、あるいは貯金や保険の取り扱い限度額の引き上げまたは撤廃は、公正な競争条件が確保されるまで実施されるべきではないと考える。また、透明性の高い手続きを確立し、建設的な議論を通じて改革を進めるべきと考える。
- ・ 銀行及び証券会社を通じた保険販売が解禁され、消費者の利便性は向上している。一方で、銀行と企業の間には与信関係がある場合、当該銀行は当該企業に対し保険を販売することができない等の弊害防止措置が講じられている。本年その見直しは予定されており、消費者の利益保護に留意しつつ、さらなる消費者の利便性向上のため、規制改革が望まれる。

<会計>

D-J-2 日本に向けた会計に関する提言

- ・ 国際会計基準において有給休暇は負債に該当するとされている。日本では有給休暇引当金の計上はこれまで行われておらず、相当程度のインパクトを持つと想定されることから、慎重な検討が望まれる。

<税制>

D-J-3 日本に向けた税制関連の提言

- ・ 我々は、企業が国際的な展開を滑らかに実行する為に、移転価格税制に関して、日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに基づき、国際的に齟齬のない執行を行うとともに、さらに透明性を確保するよう要望する。
- ・ 我々は日本政府に法人税率引下げを検討することを要求する。諸外国においては法人実効税率の引下げが加速しているのに対して、日本では約 40%と世界で最も

高い水準に止まっている。日本企業の国際競争力確保、内外の投資促進等の観点から国際水準並みの30%を目途とした引下げを早急に実施すべきである。

- ・ 少子高齢化が進む日本では、国民ひとりひとりが現役時代に、資産運用を通じて老後に向けた資産形成を行う必要性が高まる。また同様に、医療（病院）や介護、年金分野における民間保険の役割が益々重要になってくる。我々は、日本政府に対して、そのような個人の自助努力への税制面での支援を引き続き要望する。

EU 政府への提言

<金融サービス>

D-E-1 ソルベンシー・マージン規制

- ・ 保険のソルベンシー・マージン規制がグローバルに議論されているが、日欧における官民対話を踏まえた規制整備のアプローチを歓迎する。EU と第三国の規制の同等性評価が行われる際には、そのプロセスは建設的に行われる必要がある。

<税制>

D-E-2 EU に向けた税制関連の提言

- ・ EU 域内で活動する日系企業の多くは、販売支援機能や会計機能の域内統合と合理化を実施しており、域内取引に係る税制は、グループとしての事業運営における意思決定に大きな影響を与える要因である。EU で事業を行う企業が、単一市場の恩恵を最大限享受することを可能にするために税制面の環境整備を要望する。特に、グループ企業内の組織再編にともなう、国境を越えたグッドウイール移転の際の未実現利益に対する課税繰り延べ、EU 域内の移転価格税制問題の解消、グループ企業間の、利益と損失の相殺を実現することを要望する。